

平成20年第1回
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

平成20年3月25日

西多摩衛生組合議会

平成20年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 平成20年3月25日(火)午後5時50分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 羽村 博	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 門間 淑子	8 番 川崎 明夫	9 番 橋本 弘山
10 番 田村 昌巳	11 番 串田 金八	12 番 原田 剛

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	加藤 一夫
施 設 課 長	松沢 昭治	総 務 課 長	谷部 清
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	関塚 泰久	羽村市産業環境部長	原島 秀明
福生市生活環境部長	吉澤 英治	瑞穂町生活環境課長	玉垣 和平

平成20年第1回西多摩衛生組合議会臨時会日程

平成20年3月25日(火)

午後5時50分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第3号

平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

午後5時50分 開会

○議長（申田金八） 本日は、平成20年第1回西多摩衛生組合議会の臨時会の通知を申し上げましたところ、公私ともに忙しい中、全員の出席を賜り、まことにありがとうございます。

全員の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、会議時間は、議会会議規則第7条に午前10時から午後5時までと規定されておりますが、議長が必要と認めたときは変更することができるとのただし書きがありますので、本日は議長の判断により午後5時半から会議を開くことといたしました。

ただいまより平成20年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様こんばんは。今日は議長のお許しで5時半開会ということで、あいさつは普通はおはようございますというあいさつが多いのですが、こんばんはから始めさせていただきたいと思いません。

議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成20年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変忙しい時期にもかかわらず全員のご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

ごみの処理につきましては、公害防止施設をはじめとする全施設の維持管理に万全を期すとともに、法律で定められた環境基準並びに周辺住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

また、平成19年4月から開始いたしました小金井市のごみの受け入れにつきましては、周辺住民の方々へのご迷惑を最小限にとどめるべく、施設の適切な管理を行い、安全で安心な操業に努め、これまでの間順調に処理してまいりました。

平成20年度の広域支援につきましては、建設スケジュールの進捗等を慎重に判断するという昨年からの考えに基づき、この1年間の小金井市の進捗状況等、並びに平成20年度の広域支援要請の内容を平成20年3月11日開催の正副管理者会議で協議し、平成20年度の広域支援要請につきましては、支援継続をする方針決定をいたしました。

平成20年度広域支援要請及び方針決定の内容につきましては、平成20年3月13日に開催していただきました議会議員全員協議会においてご報告をさせていただいたとおりでございます。

さて、本日もご提案申し上げます案件につきましては、西多摩衛生組合補正予算（第1号）で、平成20年度に広域支援を実施するに当たり必要経費を計上させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、極めて簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（申田金八） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（申田金八） 暫時休憩いたします。

午後5時54分 休憩

午後5時54分 再開

○議長（申田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

7番 門間 淑子 議員

8番 川崎 明夫 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

はじめに、本臨時会の招集につきましては、西衛発第 1018 号、平成 20 年 3 月 18 日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成 20 年第 1 回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨の通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の日程でございますが、既にお手元に配付しております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、本臨時会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（申田金八） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次臨時会の会期については、3 月 25 日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則により、質疑は同一議員につき同一議案について 3 回までとなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第 3、議案第 3 号、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第 3 号、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 3,040 万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 42 億 9,540 万円に変更しようとするものであります。

主な内容につきましては、歳入では諸収入に多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、本年 4 月から再度支援いたします小金井市の可燃ごみ受入に伴う可燃ごみ処理委託受託金を計上しております。

歳出につきましては、じん芥処理費において広域支援の実施に伴う需用費、委託料の精査を行うほか、工事請負費で当組合の環境方針であると同時に、羽村市・瑞穂町の両協議会からの要望事項でもあります公害防止対策の充実を図るべく、平成 20 年度当初予算で計上させていただいた 1 号炉に加え、整備計画で平成 21 年度に更新予定をしておりました 3 号炉への導入も 1 年前倒しをして今回計上させていただいたところであります。

これは、平成 19 年度で 2 号炉に触媒入りのバグフィルターを導入した結果、ダイオキシン類の濃度が

低減されるという事実が確認でき、平成 20 年度に小金井市の広域支援要請を受けるにあたり、周辺環境負荷の低減をより積極的に進めることこそ周辺住民の方々に西多摩衛生組合がお示しできる姿勢であると判断したところでございます。

また、予備費は小金井市からの受託金と補正予算経費を精査し、一時的な措置として計上させていただいております。

なお、詳細につきましては事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長

○総務課長（谷部 清） 議案第 3 号、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の詳細につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の 1 ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,040 万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 42 億 9,540 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2 ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第 4 款諸収入において 2 億 3,040 万円増額いたしまして、2 億 3,632 万 8,000 円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は 2 億 3,040 万円増額いたしまして、42 億 9,540 万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第 2 款事務所費は 80 万 3,000 円増額いたしまして、2 億 692 万 5,000 円と定めようとするものでございます。

第 3 款じん芥処理費は 8,715 万 3,000 円増額いたしまして、15 億 8,175 万 8,000 円と定めようとするものでございます。

第 6 款予備費は 1 億 4,244 万 4,000 円増額いたしまして、1 億 4,662 万 9,000 円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は 2 億 3,040 万円増額いたしまして、42 億 9,540 万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。5 ページをご覧ください、歳入でございます。

第 4 款諸収入は 2 目雑入で 2 億 3,040 万円増額いたしまして 2 億 3,627 万 7,000 円でございます。これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみ焼却処理委託契約を 4 月に小金井市と締結した後、搬入されるごみ処理にかかる受託金を計上したことによるものでございます。この 2 億 3,040 万円は、小金井市からの平成 20 年度広域支援要請量が年間 4,800 トン以内となっており、この数量を上限として受け入れが決定されましたので、単価である 1 キログラム 48 円を乗じて算出したものでございます。

以上、補正額合計 2 億 3,040 万円を増額いたしまして、歳入合計は 42 億 9,540 万円でございます。

次に、6、7 ページをご覧ください、歳出でございます。

第 2 款事務所費は 1 目一般管理費で 80 万 3,000 円増額いたしまして、1 億 9,171 万 7,000 円でございます。内容といたしましては、第 11 節 需用費で印刷製本費 27 万 8,000 円、第 13 節 委託料で広報用資料配付

委託料 52 万 5,000 円の増額でございます。これは当組合と公害防止協定を締結しております羽村九町内会自治会生活環境保全協議会並びに瑞穂町環境問題連絡協議会の区域内にお住いの方々へ、組合広報紙とは別に広域支援の進捗状況等を周知するための費用を計上したものでございます。

第3款じん芥処理費は8,715万3,000円増額いたしまして、15億8,175万8,000円でございます。内容といたしましては、第11節 需用費で120万円の増額、これは平成20年度の小金井市の可燃ごみ搬入予定量4,800トンを超えて新たに増え、公害防止薬品類の使用量及び購入電力量を積算し直した結果、消耗品費440万円の増額と、発電量の増加に伴う購入電力量の減少による光熱水費320万円の減額を相殺したことによるものでございます。

第13節 委託料は195万3,000円の増額、これは需用費同様に小金井市の可燃ごみ受け入れに伴うもので、焼却残渣の運搬処理にかかる残灰運搬委託料と飛灰搬出運搬業務委託料の合計で126万円、搬入された小金井市ごみのごみ質分析を追加したごみ分析委託料で69万3,000円を増額したことによるものでございます。

第15節 工事請負費は8,400万円の増額で、これは周辺環境へ与える影響の低減に最大限努力し、積極的に対応していくべきであるというこれまでと変わらない考え方にに基づき、平成21年度で更新を予定しておりました3号炉の触媒入りバグフィルター導入を1年度前倒しし、プラント関連の工事である施設維持整備工事費に必要な経費を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。8ページをお開き願います。

第6款予備費 1億4,244万4,000円の増額は、小金井市からの受託金と補正予算にかかる経費を精査したもので、一時的に措置させていただいたことによるものでございます。

以上、補正額合計は2億3,040万円を増額いたしまして、歳出合計は42億9,540万円でございます。

以上で、平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 7ページの委託料のところ、ごみ分析委託料が69万3,000円出ているのですが、これはどういう内容のものなのか、お伺いいたします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） このごみ分析委託料につきましては、通常、毎月1回西多摩衛生組合のピット内のごみを分析をしてデータ管理をしているといった実態があります。

ここで小金井市のごみが別に入ってきますので、搬入時の小金井市のそのままのごみ質を確認する必要がありますので、19年度もそうなのですけれども、2カ月に1回、小金井市の収集車から実際に抜き取りをして、搬入されるごみ質の確認をすると、こういった経費でございます。

○1番（大坪国広） わかりました。

○議長（串田金八） ほかに質疑はありますか。7番、門間議員。

○7番（門間淑子） まず、前提としまして、今回のこの補正予算というのは小金井市からのいわゆる広域支援といわれるごみ、4,800トンを受託を前提としてこの補正予算が組まれているわけですが、小金井市との協定は結ばれているのかどうかですね。20年度に向けての協定が結ばれているとすれば、それはいつ結ばれたのか、その結ばれた協定書が今回のこの議案に添付されなかったのはなぜか、結ばれていないとするならば、あくまでも見込みで補正予算を組んだということになって、実質的には協定なしの補正予算提案ということになるのですけれども、その当たりの事実確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市との委託契約でございますが、この委託契約につきましては、本年4月1日をもちまして契約をさせていただきたいということでございます。

それとあと、まだ契約を結んでいない場合には、この予定ということでございますけれども、これは小金井市からの要請が4,800トンという要請がきておりますので、それが上限となっておりますので、4,800トンで計上させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、要請はきているけれども、契約は正式に結んでいないということになると、補正予算の前提としての契約書というのはないということですね。だからあくまでもこの要請書、この間の議会に出された要請書のみを前提としていて、契約書とかそういうものはなくて、見込みの補正予算ということになりますね。ということですね。そういう見込みで補正予算を提案するということが、手続き上正しいのかどうかお尋ねします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 想定というふうなお話でございますが、これはあくまでこの補正予算につきましては小金井市からの4,800トン、それを根拠にしまして、数字的にまだ確定とかというのはございませんので、支援要請のありました4,800トン、これは正副管理者会議の中で、上限4,800トンということで受け入れるということで決定をされておりますので、その数値を予算化をさせていただきました。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、契約書は4月1日の日付で交わされるということのようですねけれども、正式にその契約書が交わされるのはいつなのかですね。その契約が交わされた段階で、それはどのような扱いとして私たちの方に知らされてくるのかということがまず1件です。

それから、これを聞くのもちょっとどうなのかなと思うのですが、6ページの周辺地域の方たちへの広域支援をお知らせする広報紙ということなのですが、これは大体いつごろ、どのような形でつくられていくのか、それをお尋ねします。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 今、広報紙のご質問ということでございますが、4月に入りましたらなるべく早い時期にその周辺というか、協議会の区域内の方々へ今回の20年度の広域支援の内容についてまずお知らせをさせていただきたいと思っております。これにつきましても全戸配布という形でお配りさせていただきたいと思っております。もう1回につきましては、来年になると今考えておりますが、状況につきましてまた周辺の地域の方にお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 契約書の取り扱いということでございますので、契約書につきましては先ほど申し上げました4月1日に契約をいたしまして、それで小金井市と取り交わしをしたいということでございます。

どう知らせるのかということでございますが、これは西多摩衛生組合にありますホームページ等でお知らせをするのと、また議員さんの方にも写し等を必要であればお送りをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） よろしいですか。ほかにございますか。5番、野島議員。

○5 番（野島資雄） この際、ちょっと管理者にお伺いしたいのですが、この補正を提案するに当たり先ほども、今ですね。小金井市からの広域支援要請がここまで話が進んできて、今回この予算が上がってきているわけですが、一定のルール、手続きの問題はないと思うのですね。一つやはりどうしても小金井市の責任ある立場の方から我々の組合議会に対しても何らかのアクションというのはあってもよかったのかなというふうに私は今ちょっと思うのですが、その辺は今管理者はどう思うか、その辺だけちょっとお聞かせください。

○議 長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） それぞれ基礎自治体の議会を構成しているところでございますので、そこで扱える守備範囲と議決権、あるいはその他につきましては厳格にすべきだというのが私の基本的な姿勢でございますので、そういう意味では、小金井市長は自分が所属している小金井市の中で皆さんに対応しながら一生懸命本件についてはお答えをしていると、それを間接的にお聞きしたり、あるいはその資料を集めさせていただいて、それをきちんと整理して皆様方にお知らせして、私たちは西多摩衛生組合の議会の中で判断すると、属人的な要素とか、その人が直接来てお話をお聞きしなくても十分審議ができる、本件につきましては1年かけてやってきておりますので、突如わいたわけでもありませんし、本人から生のお言葉なり、あるいは小金井市の責任についてこれ以上お話をお聞きすること、本件の議決案件とは相一致はしなくて、そこまでやらなくても結構なのではないかと判断しております。

○議 長（串田金八） 5番、野島議員。

○5 番（野島資雄） よく理解しますけれども、それは程度というか、だと思いのですね。私から言わせてもらえば、今日この各自治体で今議会をやっている中で夜集まる、このことだけとって異常事態というか、それはもうタイムスケジュール的にしようがないというのはあるからこうなっているのでしょうか、それはもうタイムスケジュール的にしようがないというのはあるからこうなっているのでしょうか、そうはいっても、この各自治体から、構成市町から出ている議員さんの前にもやはり責任ある立場で、小金井市さんからやはり一言あっても私はいいのかなとは思いのですね。

十分ルールにのってやってきている、何の瑕疵もないとは思いますが、やはりそういう人に、議員さんとか、感情とかいろいろあると思うのですね。そこはあえて一言あれしてもよかったのかなとは思いのですね。同じような質問で大変申しわけないのですけれども。

○議 長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 対議会に対する稲葉市長さんの基本的な取り組みと姿勢ということというふうに思います。議決に関しては十分だというふうに承知しておりますけれども、このプロセスの中で稲葉市長さん、議長さん、あるいは副議長さんにお会いをして、本件についても直接首長の立場をお話をさせていただいた機会もあったというふうに承知しておりますし、私たち、皆様方議会から小金井市まで足を運んでいただいて、また市民の皆様も運んでいただいて、私たちの意向を直接、間接的に市長にもお話を、意向を伝えておるという状況でございます。

私たちが肅々とこの本件につきまして補正予算を審議していただいた後に、稲葉市長は我々の西多摩衛生組合の執行部、あるいは議決に対して心あればそれに対して何らかのアクションをしていただくということで十分ではないかというふうに承知しております。

○議 長（串田金八） よろしいですか。

○5 番（野島資雄） はい。

○議 長（串田金八） ほかに。2番、近藤議員。

○2 番（近藤 浩） 何点か質疑します。3点ですね。

最初は、この間、この1年間あれしまして、搬入路の半減とか、あと2年だということ、あるいは住民

説明会に小金井市長が来たとか幾つか前進点はあったということは評価したいというふうに思います。

それで、本当に1年で西多摩衛生組合としては受けないのかというか、住民説明会でも当然住民は、小金井市は目処が立っていないわけですから、不安になるというのは当然だし、何回もそういう話が出てきて、受けませんという島田課長の答弁だったのですけれども、やはり正式にこの議会の場で議事録に残したいと思えますし、当然瑞穂の町議会にも報告すると議事録に残るわけですが、本当に2年で、小金井市からまた要請が仮にあったとしてももう受けないということなのかどうかを確認いたします。

2点目で、いろいろ最初に詳しく説明がありましたので、余りないのですが、2点目はバグフィルターの関係で、ダイオキシンが軽減されるという説明でありましたけれども、これはどのくらいというか、ごみの感じによって違うので正確なところはわからないと思うのですが、例えばどのくらい軽減されるのですかね。例えば1%とか2%とかという範囲なのか、それとも例えば20%とか30%とかという、そういう単位で、ダイオキシンで0.00という単位ですから、どの程度軽減される見込みなのかを2点目をお願いします。

3点も、これもちょっとあれですが、光熱水費のところですね。発電量が320万円減ということで、発電量が増加されるということですが、これは西多摩衛生組合の全体の発電量というか、使用電力からすればどのくらいになるのですかね。何%くらいになるのか、全体のごみの発電量がどのくらいになるのかをお願いします。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市の広域支援の期間のご質問でございますが、組合の方で22年3月、最長22年3月までという決定をしておりますので、その後小金井市の支援の要請があった場合どうするかというようなことですが、小金井市の支援の要請がありましても、西多摩衛生組合で広域支援として受ける気持ちはございません。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） バグフィルターの件でございますが、どのくらいダイオキシン類が削減できるのかということですが、11月に更新を図ったバグフィルターについては、3回ほど現在測定をしております。

結果としては、1回目0.0035ng、2回目が0.012ng、3回目が0.0042ng、平均で0.006ng、こういった測定結果が出ております。これは公害防止協定では0.5ngというような協定になっております。そのほかに西多摩衛生組合、我々の努力目標値ということで0.1というような努力目標値もございます。これに対して従来は0.0幾つということで、10分の1ぐらいの範囲で推移をしていくと、これが現在0がもう一つ付くということで、100分の1というレベルへワンランク下がっていくということで、効果があるということでございます。

何分ナノグラムは10億分の幾つという果てしない細かい数値のことなので、この10分の1、あるいは100分の1になるということは、化学物質の世界からいうとかなり大変なことだということで、そういった面からいけば100分の1になったという、これで推移していくというふうに我々は考えているところでございます。

それから、電気量の関係なのですが、購入電力が、発電が上がりまして購入電力として320万円ほど減額になりますということですが、このパーセントについては全体の購入電力の8%ほどの減といった状況でございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 2番、近藤議員。

○2 番（近藤 浩） それでは、1点目だけ再質しますが、気持ちはないということではなくて、受けませんとはっきり言ってもらえますか。

○議 長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 今回の協定というのは特別なとき、アクシデントという形が大原則のあれでございます。そして私たちとしては皆さんの決定に従って受けるということを昨年、そして今年も決定させていただきました。

基本は、自分のところのごみは自分で処理する、自区内処理でありますし、一刻も早く小金井市が自分のごみをきちんとやっていただくということを前提としていることは間違いなくて、私たちは燃やしたくて燃やしているわけではありません。

そういう意味において、向こう側から2年間でよろしいと言ってきているわけですので、それをまともに受けるほかに考えようはないというふうに承知しております。

○議 長（串田金八） 12番、原田議員。

○12 番（原田 剛） 今ちょっとお聞きしていて、1点ちょっと質問したくて、1号炉の方が、バグフィルターについてですが、ちょっと資料を見ていますと、13年の11月に交換して、そして19年の11月、1号炉が今回14年の12月に交換して20年に交換するという予定ですが、3号炉は今回ちょっと早まってということで、安全を期してそういったことで、ダイオキシンも100分の1になるということですが、今回この触媒のバグフィルターに変えた場合の交換のスパンというのは長くなるのか短くなるのか、またおなじなのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 一般的にバグフィルターのどのぐらいもつかという性能上のご指摘だと思うのですが、従来のバグフィルターにしる、今度の高性能のバグフィルターにしる、一般的には5年間と、こういったことがございます。いろいろ調査をしてみますと、実態としては6年、7年、こういうふうな実態も現実的にはありますが、5年間ということです。

先ほど前倒しをして5年経たないうちに取り替えるのですが、これについては先ほど管理者からもご発言がありましたように、基本姿勢をきちっとお示しするというので前倒しをするのですが、ではここで変えて、今後それが短くなるのかというと、これはやはり5年を目処に変えていくというふうな考えで現在計画を立て直すつもりでいます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 12番、原田議員。

○12 番（原田 剛） ありがとうございます。5年を目処にということで了解いたしました。

それで、21年を予定で前倒しにしたということですが、耐火部分の打ち変えというのも21年に予定していますが、これも一緒にやる、これは全然別にとということですか。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 今の耐火部分ですが、それは日常的な定期補修工事の中できちっとやっていきたいと思えます。

今回はバグフィルターをそのまま新しいものに変えるだけでありまして、その辺は別に技術的に難しいものではございませんので、きちっと分けて別に対応していくと、こういった考えでございます。

○12 番（原田 剛） ありがとうございます。

○議 長（串田金八） 6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 小金井市のごみを受けるに当たっては、近隣の住民の方に説明会をされていると思

いますが、その説明会で住民の合意はどのように図られたのでしょうか。

また、小金井市の方から今後のごみの処理に関するスケジュール等についてはどのようにご説明されたのか、改めてご説明をお願いします。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、3月20日に行われました近隣住民への説明会の件でございますが、これは住民の方に合意をいただいたかということでございませぬので、これは周辺住民の方々に西多摩衛生組合の方針をご説明申し上げまして、措置対応につきましてご意見をいただくというような説明会でございますので、合意をいただいたかどうかということではございませぬので、その点だけのご理解をいただきたいと思ひます。

小金井市、当日小金井市長もお見えになりまして、ご説明をさせていただきましたが、今後のごみの処理につきましては、私ども西多摩衛生組合では最長2年間ということでございますので、小金井市も最大限努力しまして、19年度の当初に示されました建設スケジュールに向けて誠意努力していきたいというような、そういう答弁をいただいております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 6番、木下議員。

○6番（木下克利） 説明会ということで、合意は図られるものではないというふうにおっしゃいますが、基本的には3市1町でこの組合はごみを処理するということになっているとするならば、昨今の社会の状況でいえば、市民参画や住民の合意形成をきちんと図るという手続きをやっていくことが必要だとするならば、各3市1町で広域支援の協定があるとはいうものの、やはり住民にきちんとこの状況を説明し、理解をしていただくという姿勢が必要であつたらうと思ひますが、組合としては構成市町に対してどのように、3市1町の組合の事業を執行するに当たつての理解を得るような努力をされたのか、また要請をされたのかということと、ただいまの小金井市のお話ですが、住民の説明会には市長がいらっしゃり、管理者、副管理者への説明には直接話をし、住民の一応代表機関である議会には説明をするという姿勢がないのはなぜなのか、先ほど野島議員からも質疑が出ておりましたが、小金井市の姿勢はどういうものなのか、お考えをお聞きであればご説明をお願いします。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 3市1町に対しましての説明会というお話でございますが、昨年の正副管理者会議でも決定をいただいておりますが、私ども西多摩衛生組合につきましては羽村・瑞穂両協議会の方々へのご説明をさせていただき、また構成市町の役割としましては、そのほかにつきましては各構成市町の方で説明会を開催するというので、それは構成市町と組合と合意をされておりますので、そういうスタンスで、これから市民の方々へのご質問等があれば説明をするということでございます。

なお、その折りににつきましては、各構成市町から要請がございましたら西多摩衛生組合の職員も出向いて、その内容につきましては十分な説明をさせていただくというようなスタンスでございます。

それとあと、市民、住民の理解でございますが、そういう形でご理解をいただくというようなことでございます。

それとあと、小金井市の姿勢ということでございますが、市民の説明会には小金井市長がお見えになって、それは小金井市長のお考えでございますので、私どもは、先ほど管理者の方からご説明申し上げましたが、私どもとしては組合でいろいろな小金井市からの情報、また小金井市からのいろいろな決定事項等を伺いまして、各議会の方へご説明をさせていただいているという、そういう状況でございます。

○議長（申田金八） 6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 必要があればご理解いただきたいというふうにおっしゃるのですが、各市はそれぞれはさまざまな政策については、必要があるから市民参画や住民に説明会をしているというふうに組合は理解されているのでしょうか。

つまりこの組合はごみの処理を3市1町で共同ですという事務を各市が持ち寄ってやっていることだとするならば、この事態については積極的に各構成市町に説明をするように努力するよう要請をするのがまず組合における市民参画の姿勢ではないのでしょうか。そういう点が少しないのではないかなど、住民自治ということを考えれば、各市がやっていることと、ここでごみを燃やしているということは全く切り離されていることではないと思うので、この当たりの姿勢は組合の事務方としては、管理者としてはどのようにお考えなのか、その点と、今小金井市の方からはいろいろ情報等を伺って、聞いているということですけれども、そちらは議論をして、直接お話をして理解されていると思いますが、少なくともこの議会では連分でしか判断できないという状況については、もう少し説明をさせるという姿勢を持ってよかったのではないかなと思うのですか、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、今回の広域支援に対してのプロセス、経過、決定までの経過ということで、担当としてご説明をさせていただきます。

今ご指摘がありました西多摩衛生組合に伴う事務事業、これは構成市町とどうかかわりがあるのかと、こういったご指摘だと思いますが、当然ご指摘のとおりでございまして、西多摩衛生組合が構成市町の考えを無視してここで独断で政策を決定していくと、こういったことはございません。

具体的に、手続きからいえば第3ブロック協議会というのが開かれました。これは西多摩衛生組合もちろん出席をさせていただきましたけれども、当然青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、3市1町の担当者も出ています。そこで決定をしたり、一定の方針につきましてはこの間の全協の中で細かくご説明をした内容のとおりでございまして。

したがって、そこへ出てくる考え方というのは、当然我々の組合としては構成市町の考えであるというふうなことでございまして、その後、その第3ブロック会議の結果を受けまして、担当部課長会議を開きまして、改めて構成市町の考えを確認し、そしていろいろな論点を整理して、最終的に正副管理者会議に諮って決定をしていくと、こういった現実的な対応をさせていただいておりますので、そういう面については、今回の広域支援についても構成市町の考えが反映していると、こういうふうに理解しております。

それからもう1点、説明対応につきましては、これは先ほど事務局長の方からもご説明がありましたとおり、役割がきちっと従来よりあります。西多摩衛生組合の役割としては周辺住民にきちっとやっていく、それからその他の市民については構成市町が責任を持って説明対応をしていくと、こういう形で従来からきていますし、前回もそういうふうになっています。もちろんそういうふうな説明対応についても、会議を通じて西多摩衛生組合としてはきちっと構成市町の方へ伝えてございます。

以上が経過の報告ということでございます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 広域支援に当たりまして小金井市に積極的に働きかけるべきではないかというようなご質問でございまして、この3月20日に行われました近隣住民の説明会の経過でございまして、これにつきましては、私どもでは小金井市の方へそれらの情報を伝えたところ、小金井市長が出席をさせていただきたいという、そういうスタンスできておりますので、私どもでぜひとも出てほしいという、そういう要請ではございませんので、小金井市長の方で近隣住民の方にご説明をするときに一緒に同席をさせていただきますというような、そういう意向で出席をいただいているところでございます。

○議 長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 小金井市の市長さんの関係でまたお話をちょっとさせていただきたいと思います。

各自治体、首長さんを参考人として、あるいはどういう形でお呼びするにしても大変慎重にすべきだというふうには思っております。そういういろいろな場面に今回参加していただいて、私たちが異口同音に、住民の方からもお話をさせていただいたのは、小金井市は甘いのではないかと、私たち迷惑施設としてこれを受けている人たちの気持ちはわかるのかというご質問が大半でございました。そういう中で、先ほど上げた条件の中でやむを得ないのではないかとご意見もあつたし、あくまでも最初から、根本的な協定の問題であるので受けてはならないというご意見もその場で出ておりました。

共通したことは、小金井市長、出てまいりまして、そういう地元の切実な議員さん、あるいは我々、そして市民の皆さんの声を直にお聞きして、それを地元の小金井市の中でその意見を反映した形でこの事業について生かしていただきたい、約束は守っていただきたいという形で小金井市の市長さんは十分受け止めて、今後も私たちの約束で頑張ってくださいというのでしょうか、きちんとした首長としての態度、役割をとっていただく、それに期待をかけていきたいというふうに思っておりますので、こちらに参考人としてお呼びするというのも一つの方法ではありますが、十分効果を期待していきたいというふうに思っております。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） 6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 今、並木管理者から確信を持ったご発言がありましたが、私たち議会は別に並木管理者の今のご発言を信頼しないわけではありませんが、住民から選ばれた代表者としての議会としてその確信をより具体的にするために、小金井市長及び近隣の住民の方の代表者の声を聞くということの二つを考えたいと思いますので、小金井市長と協議会の2名の方の参考人の招致を提案したいと思います。

○議 長（串田金八） ここで、暫時休憩いたします。

午後6時34分 休憩

午後6時35分 再開

○議 長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6時45分まで休憩いたします。

午後6時35分 休憩

午後6時45分 再開

○議 長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま木下議員から小金井市長及び協議会役員の参考人招致の件を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

ほかに賛成者がおりますか、確認いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） この動議は、議会会議規則第14条の規定により1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

小金井市長及び協議会役員の参考人招致の件を日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議 長（串田金八） 挙手少数であります。よって、小金井市長及び協議会役員の参考人招致の件を日程に追加し、議題とすることの動議は否決されました。

暫時休憩いたします。

午後6時46分 休憩

午後6時46分 再開

○議 長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

討論については、議会会議規則第32条の規定に従い、まず原案に対する反対討論の発言を許します。

7番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）に反対の討論を行います。

今回提案されている補正予算案は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、平成20年度分の小金井市からのごみ処理支援要請量4万8,000トンを受け入れることを前提とし、その受託料金2億3,040万円を歳入歳出それぞれに増額補正しようとするものですが、賛成することはできません。

今回の広域支援の問題点は、何よりも多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定そのものにあります。支援協定では広域支援の適用範囲を第1項で、予測できない緊急事態が生じた場合、第2項で、あらかじめ計画された定期点検、改修、更新、新設の場合としています。第2項は地方自治法が規定する計画的行政運営の原則と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定する自区内処理の原則を遵守できなかった場合起き得る事態であり、広域支援には当たらず、行政の不作為が問われる事態です。

さらに、第2項は協定第3条で規定している市町村の責務をそれぞれが果たしていれば起き得ない事態です。仮に第2条2項を根拠として広域支援を実施するのであれば行政の不作為、または協定第3条の義務違反の結果である事態への支援ということになり、そうした場合は広域支援に当たらず、仮に実施するのであれば事前に住民との合意や議会のチェックが必要な事態だと思います。焼却炉の老朽化に伴う廃炉という事例は、広域支援の条件に該当しないと思いますし、協定第2条第2項を根拠とする小金井市のごみ処理受託は間違っていると思います。

ただいまの動議の中にもありましたように、今回の広域支援は今までになかった事態です。一つの焼却炉が廃炉になることによって自区内処理の原則が崩れ、多摩地域すべてにごみの焼却処理を委託せざるを得ない、このような異常事態が今起こっているわけです。

ですから、先ほど動議の中で、通常業務の中であれば各自治体の長を参考人招致するというようなことはあり得ないとしても、今回のような異常事態であれば議会の中にも説明を求める声が上がって当然というふうに私は思います。

さらに、西多摩衛生組合の皆さんが新焼却施設建設検討委員会や議会でのごみ処理特別委員会を傍聴し、情報を収集し、さらにはごみの分散などに努力されていることは十分評価しつつも、しかしながら、今回のこのごみ処理広域支援は根本が間違っているという意味で賛成できません。

20日に開かれた説明会でも本当は明日にでもごみ受け入れはやめてほしいとする意見がありました。同様な意見は西多摩衛生組合周辺地域の中に今も広くあります。住民の合意もなく、受託の根拠も法的には明瞭とはいえない小金井市のごみ処理受託に反対であり、受託を前提とする補正予算に反対するものです。

○議 長（串田金八） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、川崎明夫議員。

○8番（川崎明夫） 議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算について賛成の立場から討論いたします。

西多摩衛生組合は常日ごろから適正な施設運営に心がけるとともに、周辺地域の環境に対する配慮を最優先に考え、これまでもさまざまな公害対策を推し進めてきています。昨年4月から開始した小金井市の可燃ごみ受け入れによる影響もなく、本来の目的を誠実に果たし、的確に業務を遂行しております。またそれは西多摩衛生組合が周辺住民の方々と約束したことであると同時に、最優先に努めていかなければならない責務でもあるからです。

このようなことから、平成20年度補正予算の内容を見ますと、歳入においては、広域支援協定に基づき多くの市並びに一部事務組合が平成20年度も小金井市への支援を継続していくという事実とともに、西多摩衛生組合としても広域支援協定の手続きに従い、3月11日の正副管理者会議で平成20年度広域支援要請量4,800トン以内という決定をし、今回この決定に基づき諸収入として2億3,040万円が計上されております。

一方、歳出においては、昨年に引き続き両協議会地域の住民に対し広域支援にかかわる情報を周知するための経費80万3,000円が計上されております。これは住民と組合との信頼関係を維持していく上で大切なことであると考えますので、今後も積極的に進めていただきたいと思います。

また、組合業務の中核となるごみ処理業務にかかわるじん芥処理費においては、周辺住民の方々にとって一番関心が高いと言っているのではないかと思います。ダイオキシン類の濃度の低減を図る触媒入りバグフィルターを当初予算で計上している1号炉に加え、3号炉にも導入するための経費8,400万円を今回工事請負費として計上しております。これは平成19年度において2号炉に導入した触媒入りバグフィルターの有効性が確認できたことにより、組合の大事な使命であるごみ焼却に伴う周辺環境への影響を最大限に抑制するために必要な措置については積極的に取り組んでいくという組合の常日ごろからの姿勢のあらわれだと考えます。このことは住民との信頼関係を築き、継続していくことの大切さを十分に理解しているからこそであります。

今回の補正予算で歳入で計上されたものは、多摩地域ごみ処理広域支援協定に加盟している他の団体と同様に、相互支援に基づき実施することになったものであり、また歳出で計上されたものは広域支援についての情報を提供するためのものや、周辺地域への環境対策のさらなる充実を図るためのものであります。これら今回の補正予算の内容をよく考えますと、何らに反対に値するものではないと考えます。

最後になりますが、この平成20年度補正予算に組み込まれた事務事業が適正かつ着実に実行され、周辺住民の方々の不安をより一層軽減できるよう努めることを期待し、平成20年度西多摩衛生組合補正予算についての賛成討論といたします。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 先ほどの7番門間議員の発言の中で、4万8,000トンという発言があったので、これは議事録に残るから、多分4,800トンの間違いかなと思うのですが、それは確認したらどうかと思います。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 4万8,000トンと言ったかもしれませんが、4,800トンの間違いです。訂正してください。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより議案第3号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件を挙手により採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（串田金八） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成20年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

午後7時00分 閉会